

浜松市消防職員研修訓練要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防職員（以下「職員」という。）に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項の規定に基づく研修及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第52条の規定に基づく教育訓練の実施について、必要な事項を定める。

(研修の重点)

第2条 研修は、次の各号に掲げる事項を重点に職員の能力開発及び知識啓発を行い行政需要に対応する人材を養成するものとする。

- (1) 消防の使命及び職責の理解
- (2) 知識及び技能の修得
- (3) 体力の錬成及び規律の保持

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防局（以下「局」という。）研修
- (2) 派遣研修
- (3) 所属研修
- (4) 教育訓練

(局研修)

第4条 局研修は、消防長が職員に対して行う研修をいい、別表第1のとおりとする。

2 研修方法は、対象職員を局庁舎若しくは特定の場所に集合させ、又は研修実施者が所属を巡回して行うものとする。

(派遣研修)

第5条 派遣研修は、消防長が専門知識、技能及び資格の修得のため、職員を特定の場所に派遣して行う研修をいい、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体若しくは機関に派遣するもの
- (2) 厚生労働大臣が指定する救急救命士養成所に派遣するもの
- (3) 講習会、研修会に派遣するもの

(所属研修)

第6条 所属研修は、課長及び消防署長（以下「所属長」という。）が、所属職員に対して行う研修をいい、別表第2のとおりとする。

2 所属長は、当該研修を円滑に推進するため、研修担当者を指定するものとする。

(教育訓練)

第7条 教育訓練は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防学校において行われる教育訓練

(2) 消防大学校において行われる教育訓練

(派遣者の決定)

第8条 派遣研修及び教育訓練への派遣者(以下「派遣者」という。)の決定は、次の各号に掲げる方法のうち、いずれか1以上の方法により消防長が行うものとする。

- (1) 筆記試験(論文を含む。)
- (2) 必要な体力及び実技試験(健康状況を含む。)
- (3) 所属長の推薦
- (4) その他適当と認める方法

(研修命令書の交付等)

第9条 消防長は、前条の規定により派遣者を決定したときは、当該職員に別に定める研修命令書を交付するものとする。

ただし、派遣研修のうち派遣期間が短期なものについては、当該命令書の交付は行わないものとする。

2 前項の規定により研修命令書の交付を受けている者は、当該研修の修了後において消防長に修了の旨を報告しなければならない。

(研修の中止等)

第10条 研修を命じた者は、研修を受ける職員が次の各号の一に該当するときは、その者に係る研修について中止し、一時停止し、又は免除することができる。

- (1) 研修を受ける者としてふさわしくない行動があったとき。
- (2) 心身の状態により研修の継続に支障があると認めるとき。
- (3) その他研修を命じた者が認める事由のあるとき。

(講師の選定)

第11条 局研修の講師は、学識経験者その他専門知識を有するもの又は派遣研修若しくは教育訓練を修了した職員のうちから消防長が委嘱し、又は命ずるものとする。

2 所属研修の講師は、第6条第2項に規定する研修担当者をして所属職員のうちから指名するものとする。

3 所属長は、研修目的の達成のため、前項に規定するほか所属研修の講師についてその派遣を消防長へ要請することができる。

(研修効果の測定)

第12条 研修を命じた者は、当該研修において必要と認めるときは、研修効果の測定を行うものとする。

(修了証の交付)

第13条 消防長は、局研修のうち、指定するものについて別に定める修了証を交付するものとする。

(研修計画等)

第14条 消防長は、局研修、派遣研修及び教育訓練について、所属長は所属研修につい

て次年度の実施計画を樹立するものとする。

2 消防長は、社会情勢等により必要と認めるときは、所属長に対して特定の事項に関する研修の実施について指示するものとする。

(自己啓発への支援)

第15条 消防長は、業務上の必要な資格を自主的に取得した職員又は職員による任意の研修会(第2条に掲げる事項が達成できるものとして、消防長が認めるものに限る。)に別に定めるところにより支援を行うものとする。

(教材等の貸与等)

第16条 消防長は、研修に際して使用する教材、資機材について、研修生に対して貸与又は支給することができるものとする。

(特例)

第17条 派遣研修、教育訓練及び浜松市職員研修規程(昭和42年浜松市規程第13号)に基づく研修を修了した者は、局研修のうち、相当な研修についてこれを修了したものとみなす。

(記録)

第18条 消防長は、職員の資格管理のため、研修を修了した職員に係る記録簿を作成し、保存するものとする。

(実施細目)

第19条 この要綱の実施細目について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

局研修

研修区分		対象職員
消防長訓育		指定する職員
採用職員研修		所属勤務前及び消防学校派遣前の新規採用職員
初級職員研修		採用後 1 未満の職員
中級職員研修		消防副士長の階級に昇任した職員及び同階級にある職員
初級幹部職員研修		消防士長の階級に昇任した職員及び同階級にある職員
中級幹部職員研修		消防司令補の階級に昇任した職員及び同階級にある職員
上級幹部職員研修		消防司令の階級に昇任した職員及び同階級にある職員
管理者研修		所属長の職又は消防司令長の階級にある職員
専科研修	教養・文書事務	指定する職員
	人事・財政事務	
	予防技術	
	火災調査技術	
	警防技術	
	機関員技術	
	救急技術	
	救助技術	
その他消防長が必要と認める研修		指定する職員

別表第 2 (第 6 条関係)

所属研修

研修区分		研修内容
所属長訓育		所属長の訓育
訓練礼式		各個訓練、小隊訓練のほか必要な内容
新任消防署職員研修		採用後 1 年未満の消防署職員に対する基礎的な庶務、予防、警防業務の内容
教養・文書 事務研修	一般教養	政治、経済、社会常識のほか必要な内容
	服務倫理	勤務条件、公務員倫理のほか必要な内容
	文書事務	文書事務、文書管理のほか必要な内容
	広聴事務	広聴処理、接遇のほか必要な内容
予防研修	予防法規	関係法規、条例のほか必要な内容
	査察・違反処理	査察技術、違反処理技術のほか必要な内容
	消防設備規制	消防設備関係法令、設置技術のほか必要な内容
	危険物規制	危険物化学、危険物規制のほか必要な内容
	原因調査	調査技術、実証のほか必要な内容
警防研修	防ぎょ研究	基本理論、図上訓練、検証のほか必要な内容
	消防活動訓練	火災防ぎょ訓練、火災警戒訓練のほか必要な内容
	機関操作訓練	車両操縦、送水技術、はしご操作のほか必要な内容
	救急救命訓練	救急救命訓練、資機材取扱のほか必要な内容
	救助救出訓練	救助訓練、潜水訓練、資機材取扱のほか必要な内容
	特殊災害訓練	化学・放射線災害対策のほか必要な内容
	消防通信訓練	無線取扱、通話技術のほか必要な内容
その他所属長が必要と認める研修	所属長が定める内容	